

米国民経済計算審査委員会(ゴールドスミス委員会)の勘定体系試案

(審議会資料 No. 1-4)

目 次

- A-1~A-5表 国民所得・生産勘定(1953年の計数による例示)
 A-6~A-14表 統合のための付属表(他のNE%とN1%との関連づけ)
 B-1~B-3表 四半期別統計表

A-1表 国民総所得・生産勘定

		(a) 算定額	26.4
		(b) 在庫品・減価償却評価調整 ¹⁾	-4.6
		(c) 企業のトランスファー支払	1.0
1. 生産者から個人への支払	272.5 ^{10億円}	2. 生産者の留保所得	37.5
(a) 雇用人報酬	209.1	(a) 資本減耗	36.8
(1) 企業雇用人	177.1	(1) 減価償却	27.2
(2) 政府雇用人	31.4	(a) 民間企業	27.2
(b) 利子	13.5	(b) 公共企業	.0
(c) 配当	9.4	(2) 減価償却評価調整 ¹⁾	9.6
(d) 個人業主所得	44.6	(b) 留保利潤	2.7
(1) 農家所得	12.2	(1) 未分配所得 ²⁾	8.7
(2) 賃貸料所得	10.6	(2) 在庫品・減価償却評価調整 ¹⁾	-6.2
(3) 専門職業者の所得	} 21.8		
(4) その他の非法人企業所得			

3. 生産者から政府への税および所得支払	54.4
(a) 法人所得税	21.1
(b) 財産税	9.1
(c) 物品および取引税	16.9
(d) 免許料, 手数料およびその他の事業税	4.1
(e) 政府の受取る利子・配当	2.4
(f) 政府企業の経常剰余	.8
4. (控除)補助金および政府利子	7.6
(a) 補助金	.2
(b) 政府利子	7.4
5. 統計上の不突合	1.0
<u>国民総生産</u>	<u>364.9</u>
6. 消費者の財貨・サービスにたいする支出	229.6
(a) 食料	77.2
(b) 衣服	24.6
(c) その他	127.8
7. 政府の財貨・サービスにたいする支出	77.2
(a) サービス	31.4
(b) 財貨	45.8
8. 生産者耐久財にたいする支出	51.6
(a) 民間企業	47.9
(1) 建設	25.5
(2) 設備	22.4
(b) 公共企業	1.7
(2)	

(1) 連邦	.2
(2) 州および地方	1.5
9. 生産者在庫の総増	1.5
10. 輸出	27.3
(a) 商品	16.5
(b) 運輸, 旅行等	2.9
(c) 労働および財産所得	1.9
	<u>421.2</u>
11. (控除)輸入	16.4
(a) 商品	11.0
(b) 運輸, 旅行等	5.0
(c) 労働および財産所得	.5
	<u>364.9</u>
<u>国民総生産</u>	<u>364.9</u>

- 1) 在庫品評価上の資本損益, もしくは, 減価償却にたいする調整
 2) 税引前の法人所得総額は $1(c) + 2(b) + 3(a) = 39.4$ である。

A-2表 個人所得・支出勘定

1. 消費者の財貨・サービスにたいする支出	229.6	+億ドル
(a) 食料	77.2	
(b) 衣服	24.6	
(c) その他	127.8	
2. 個人の税支払	44.6	
(a) 所得税	32.5	

(b) 社会保険負担総額	8.7
(c) 手数料、罰金、個人財産税およびその他の税	3.4
3. 個人から海外へのトランスファー	.5
4. 個人貯蓄	15.6
個人支出と貯蓄	290.3
5. 生産者から個人への支払	277.5
(a) 雇用人報酬	209.1
(1) 企業、雇用人	177.7
(2) 政府雇用人	31.4
(b) 利子	13.5
(c) 配当	9.4
(d) 個人業主所得	44.6
(1) 農家所得	12.2
(2) 賃貸料所得	10.6
(3) 専門職業者の所得	} 21.8
(4) その他の非法人企業所得	
(a) 算定額	26.4
(b) 在庫品、減価償却評価調整	-4.6
(e) 企業のトランスファー支払	1.0
6. 政府から個人へのトランスファー	12.8
7. 海外から個人へのトランスファー	0
個人所得	290.3
4) 在庫品評価上の資本損益、もしくは減価償却にたいする調整。	

A-3表 政府の収支勘定

1. 政府の財貨・サービスにたいする支出	77.2
(a) サービス	31.4
(b) 財貨	45.8
2. 補助金および政府利子	7.6
(a) 補助金	.2
(b) 政府利子	7.4
3. 政府から個人へのトランスファー	12.8
4. 政府から海外へのトランスファー	6.3
5. 政府剰余	-4.8
政府支出と剰余	99.1
6. 生産者から政府への税および所得支払	54.4
(a) 法人所得税	21.1
(b) 財産税	9.1
(c) 物品および取引税	16.9
(d) 免許料、手数料およびその他の事業税	4.1
(e) 政府の受取る利子、配当	2.4
(f) 政府企業の経常剰余	.8
7. 個人の税支払	44.6
(a) 所得税	32.5
(b) 社会保険負担総額	8.7
(c) 手数料、罰金、個人財産税およびその他の税	3.4
8. 海外から政府へのトランスファー	.1
政府収入	99.1

A-4表 海外収支勘定

	十億円
1. 輸出	21.3
(a) 商品	16.5
(b) 運輸, 旅行等	2.9
(c) 労働および財産所得	1.9
2. 海外から個人へのトランスファー	0
3. 海外から政府へのトランスファー	.1
4. 海外からの純借入	1.9
海外からの受取	23.2
5. 輸入	16.4
(a) 商品	11.0
(b) 運輸, 旅行等	5.0
(c) 労働および財産所得	.5
6. 個人から海外へのトランスファー	.5
7. 政府から海外へのトランスファー	6.3
海外への支払	23.2

(4)

A-5表 総貯蓄・投資勘定

	十億円
1. 生産者耐久財にたいする総支出	61.6
(a) 民間企業	49.9
(1) 建設	25.5
(2) 設備	24.4
(b) 公共企業	1.7
(1) 連邦	.2
(2) 州および地方	1.5
2. 生産者在庫の純増	1.5
国内総投資	53.1
3. 個人貯蓄	15.6
4. 生産者の留保所得	39.5
(a) 資本減耗	36.8
(1) 減価償却	27.2
(a) 民間企業	27.2
(b) 公共企業	0
(2) 減価償却評価調整 ¹⁾	9.6
(b) 留保利潤	2.7
(1) 未分配所得	8.9
(2) 在庫品, 減価償却評価調整 ¹⁾	-6.2
5. 政府剰余	-4.8
6. 海外からの純借入	1.9
7. 統計上の不突合	1.0
総貯蓄	53.1

1) 在庫品評価上の資本損益, もしくは減価償却にたいする調整。

A-6表 産業部門別生産額

~部門からの受取 (投入部門) ~部門への支払 (産出部門)	A	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	B	C	D	E	下輸	総生産額	総需要 (GDP)
	全生産者合計	農業	鉱業	建設業	製造業	卸売小売業	金融・保険・不動産	運輸業	通信・公共事業	サービス業	政府	外国	民間消費者	政府	生産耐久財	在庫	輸出		
I 生産者からの購入																			
(a) 農業																			
(b) 鉱業																			
(c) 建設業																			
(d) 製造業																			
(e) 卸売・小売業																			
(f) 金融・保険・不動産																			
(g) 運輸業																			
(h) 通信・公共事業																			
(i) サービス業																			
(j) 政府																			
(k) 外国																			
II 生産者から個人への支払																			
(a) 雇用者報酬																			
(b) 利子																			
(c) 配当																			
(d) 業主所得																			
(e) 事業振替																			
III 生産者の留保所得																			
(a) 資本減耗																			
(b) 留保利潤																			
IV 生産者から政府への支払																			
(a) 法人税																			
(b) 財産税																			
(c) 物品・交通税																			
(d) 免許料・手数料等																			
(e) 利子・配当																			
(f) 政府企業の経常余剰																			
V 輸入																			
VI 調整																			
(a) 補助金																			
(b) 政府利子																			
VII 統計上の不突合																			
総生産額																			
総供給 (I~II産業にたいする II~VII)																			
国民総所得と産業源泉別所得 (I~II産業にたいする II~VII)																			

A-8表 制度部門別個人勘定

	非 営 利 団 体	農 家	非 農 業 主	そ の 他	合 計
受 取					
1. 生産者から個人への支払 (a) 雇用工報酬 (b) 利子, 配当 (c) 業主所得 (d) 事業振替					
2. 政府からのトランスファー					
3. 外国からのトランスファー					
4. 民間消費部門からのトランスファー					
受取合計					
支 出					
1. 財貨・サービスにたいする消費支出 (a) 食 料 (b) 衣 服 (c) その他					
2. 個人による税 (a) 所得税 (b) 社会保険負担 (c) 手数料, 財産税等					
3. 外国へのトランスファー					
4. 民間消費部門へのトランスファー					
5. 個人貯蓄もしくは余剰					
支出と貯蓄合計					

A-9表 政府の収支

	連 邦	州	地 方	合 計
受 取				
1. 生産者からの税, 所得支払 (a) 法人税 (b) 財産税 (c) 物品, 取引税 (d) 免許料, 手数料等 (e) 利子, 配当 (f) 政府企業の経常余剰				
2. 個人からの税支払 (a) 所得税 (b) 社会保険負担 (c) 手数料, 財産税等				
3. 外国からのトランスファー				
4. 政府間のトランスファー				
受取合計				
支 出				
1. 政府の財貨・サービスにたいする支出 (a) 財 貨 (b) サービス				
2. 補助金と政府利子 (a) 補助金 (b) 政府利子				
3. 個人へのトランスファー				
4. 外国へのトランスファー				
5. 政府間のトランスファー				
6. 政府の余剰				
支出と余剰合計				

A-11表 産業部門別貯蓄投資

購入部門 支出項目	A. 全生産者合計	1. 農 業	2. 鉱 業	3. 建 設業	4. 製 造業	5. 卸 売・小 売業	6. 金 融・保 険・不 動産	7. 運 輸業	8. 通 信・公 益事業	9. サ ービス 業	10. 政 府	11. 外 国	B. 民 間消 費者	C. 政 府	合 計
	設 備 総 計 器具備品 刃物類および手工具 金属建造物 原動機およびタービン 農業機械 建設機械 鉱山・油田機械 金属加工機械 事務および店舗用機械 サービス業および家庭用機械 電気機械 トラック、バス、トレー ラー用車 航空機 船舶およびボート 鉄道施設 器械類 建設総額 居住用建物 産業用建物 公共用建設 農場建設 高速道路 軍事用施設 下水および水道建設 管理および開発 在庫変動 現在資産 購入 売却却(控除) 投資総額 貯蓄および純借入 実現された資本損益 留保所得 減価償却 在庫減価償却 評価調整 留保利潤 純借入(差額) 貯蓄および純借入総計														

1) 在庫品評価上の資本損益，ならびに減価償却にたいする調整。

A-12表 産業部門別再生産可能財のストック

(8)

保有部門 項目	A. 全生産者合計	1. 農 業	2. 鉱 業	3. 建 設業	4. 製 造業	5. 卸 売・小 売業	6. 金 融・信 託・不 動産	7. 運 輸業	8. 通 信・公 益事業	9. サ ービス 業	10. 政 府	11. 外 国	B. 民 間消費 者	C. 政 府	合 計
	設 備 総 計 ¹⁾ 器具備品 金属建造物 原動機およびタービン 農業機械 建設機械 鉱山・油田機械 金属加工機械 事務および店舗用機械 サービスおよび家庭用機械 電気機械 トラック、バス、トレーラー 乗用車 航空機 船舶およびボート 鉄道施設 器械類 構造物総額 居住用建物 産業用建物 公共用建設 農場建設 軍事用施設 高速道路 下水および水道建設 管理および開発 在庫 再生産可能財総計 留保所得の蓄積および借入 留保所得 実現された資本損益 借入 未実現の資本損益にたい する調整 留保所得の蓄積 および借入総計														

1) 市場価格評価、市場価格と取得価格との差は、実現されざる資本評価益に等し

い。

A-13表 制度部門別資産負債の増減

部門 項目	A. 全生産者合計											B. その他の消費者	合計
	1. 法人企業	2. 非農非法人企業	3. 農業	4. 連邦政府	5. 州および地方政府	6. 政府企業	7. 銀行	8. 保険	9. その他の投資者	10. 非営利団体	11. 外国		
資産													
金													
通貨および預金													
貸出													
抵当													
その他の													
証券													
連邦													
州および地方													
法人													
その他													
新設													
建設													
新設													
既存													
資産の純購入													
設備													
構築物													
土地													
その他の資産													
資産総額													
負債および正味資本													
通貨および預金													
貸受・未払金													
抵当													
債券													
その他の負債													
株式													
留保所得													
減価償却													
在庫原価償却													
評価調整 ³⁾													
未分配利潤と貯蓄													
資本損益													
負債および正味資本													
合計													

1) これらの項目は、取得と処分（負債の増加と返済）をそれぞれ別個にグロス・ベースで示されるべきである。

2) 発行者自体の株式売却による受取（もしくは、購入費用）の実績である。

3) 在庫品評価上の資本損益もしくは減価償却にたいする調整。

A-14表 制度部門別資産負債

部門 項目	A. 全生産者合計											合計	
	1. 法人企業	2. 非営利法人企業	3. 農業	4. 連邦政府	5. 州および地方政府	6. 政府企業	7. 銀行	8. 保険	9. その他の投資者	10. 非営利団体	11. 外国		12. その他の消費者
資産													
金													
通貨および預金													
貸出													
抵当 ¹⁾													
その他													
証券 ¹⁾													
連邦													
州および地方													
法人													
その他													
設備 ¹⁾													
構造物 ¹⁾													
土地 ¹⁾													
その他の資産 ¹⁾													
資産総額													
負債および正味資本													
通貨および預金													
仮受、未払金													
抵当 ¹⁾													
債券 ¹⁾													
その他の負債													
株式 ¹⁾													
留保所得													
実現された資本増益													
資産、負債の再評価による未実現の資本増益													
負債および正味資本合計													

1) これらの項目は、市場価格で示されるべきである。しかしながら、取得原価と評価調整も、また示されるべきである。設備と構造物の場合には、減価償却と減価償却評価調整が示されるべきである。

B-1表 国民総生産または支出

国民総生産

個人消費支出：

耐久財：

乗用車および部品

家具および家庭設備

非耐久財：

衣服および靴

食料およびアルコール飲料

ガソリンおよびオイル

サービス：

家事労働

住居費

交通費

国内民間総投資：

新建設

非農業居住用

産業用（倉庫、事務所、事業所を含む）

農業、商業、非営利団体、その他

生産者耐久施設

商品生産および包装

乗用車およびトラック

その他の輸送および建設設備

発電、送電および通信

農業、商業その他

企業在庫の増減：

農業

非農業

政府の財貨・サービス購入：

連邦、合計

国家安全保障、合計：

建設

設備

サービス

又治合計：

建設

設備

サービス

(控除) 政府の売却

州および地方合計：

建設

設備

サービス

対外経常バランス（純）

商品取引：

輸出

輸入

サービスおよび財産所得：

受取

支払

B-2表 所得と生産の関連

国民総生産

(控除):

- 資本減耗引当
- 間接事業税
- 企業のトランスファー支払
- 政府企業剰余
- 統計上の不適合

(加算):

- 補助金

(小計): 国民所得

(控除):

- 法人所得と在庫品・減価償却評価調整
- 社会保険負担:
 - 雇用
 - 雇用者

賃金発生を支払にたいする超過額

(加算)

- 政府のトランスファー支払
- 政府の純利子支払
- 配当
- 企業のトランスファー支払

(小計): 個人所得

個人所得の内訳:

賃金、俸給支給総額(社会保険負担を除く):

- 財貨生産の産業
- 流通産業
- サービス産業
- 政府

その他の労働所得

個人業主および賃貸所得(社会保険負担と在庫品評価調整を除く):

- 企業および専門職業
- 農家

個人賃貸料所得

個人利子所得および配当

トランスファー所得

(注)

B-3表 利用可能資金の配当分

個人所得の処分

個人所得総額

(控除):

個人税および税外負担:

- 連邦
- 州および地方

(小計): 個人可処分所得

(控除):

- 個人消費支出
- 海外への純トランスファー

(小計): 個人貯蓄

法人資金の処分

法人所得と在庫品および減価償却評価調整

(控除): 在庫品および減価償却評価調整

(小計): 税引前の法人所得

(控除): 法人所得税

(小計): 税引後の法人所得

(控除):

- 法人在庫の簿価変動
- 配当

(小計): 法人の純貯蓄

(加算): 法人の資本減耗引当

(小計): 法人の総貯蓄

所得、生産勘定における連邦政府の取引

(受取):

- 個人所得税
- 法人所得税
- 内国消費税
- その他の受取

(控除) 支出:

- 財貨・サービスの購入
- 補助金および純利子
- 政府企業への純資本トランスファー
- 個人へのトランスファー支払
- 海外への純トランスファー

(小計): 政府の剰余または赤字